

第48回

交際費②

交際費の判断基準

職務執行との関連性

職務執行との関連性については、交際費は、地方公共団体の長等や議長が職務上必要となる対外的活動について、外部との交際上要する経費です。具体的には、①特定の事務の遂行に随伴する交際（調整、交渉的交際）が一般的に考えられますが、②一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的とする交際（儀礼的交際）も含まれます。最高裁平成18年12月1日第2小法廷判決（判例自治295号10頁）は、執行機関としての市長が行う交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的を持ってされるのではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的とされるものであっても普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合

的に実施する役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とする客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、その支出は許容されるとしています。儀礼的交際については限定的に判断すべきであり、今後の判例の動向に注視する必要があります。

そこで、職務執行との関連性を欠くような交際に要した経費の支払に充てることが許されず、具体的には、花代・コンパニオン代、土産代、二次会経費の支出は、交際費で支出することは認められないものと考えられています。二次会に関し、大津地裁平成10年9月21日判決は、「二次会は、一般的に専ら遊興のための場という色彩が強く、行政事務執行上直接必要であるかについては大いに疑問があるところであって、二次会にかかる支出については、接遇の費用がいくら少額であっても、その必要性が認められない限り、社会的

儀礼の範囲を超えるものであり、支出の違法性が推認されると解するのが相当である」と判示しています。

交際費の額の妥当性

交際費の額の妥当性については、社会的儀礼の範囲を判断する上で最も重要であり、かつ難解な要素を含むものといわれます。支出内容に応じて額は変わりますが、香料や見舞金に50万～100万円を支出すれば、妥当性を欠くことは明らかですが、接待の場合、裁判所は明確な基準を示していません。一般的には、裁判所は、交際費に要した費用の総額よりも一人当たりの単価に着目して判断しており、一人当たりの単価が高くなればなるほど社会的儀礼の範囲を超えるものと判断されます。少し古い判例ですが、①最高裁昭和63年11月25日第二小法廷判決（市川市事件）は、総費用21万9970円、一人当たり1万83330円の場合と、②総費用16万4806円、一人当

市町村アカデミー客員教授

大塚康男



Risk Management

たり1万3733円の場合の2つの事例は合法とし、③最高裁平成元年9月5日第三小法廷判決（高須輪中水防事務組合事件）は、総費用29万4972円、一人当たり2万2690円の場合は違法とし、④最高裁平成元年10月3日第三小法廷判決（高須輪中水防事務組合事件）は、総費用20万2871円、一人当たり1万8442円の場合は合法とされています。いずれも幹部職員に対する接待のようですが、これらの事例を見る限り一人当たり2万円を超える場合は違法と判断されているようですが、これが今日において維持できる基準といえるかについては、難しいところで、今後の判例等の動向を見守る必要があります。

出席者の地位や接待の場所

①出席者の地位や人数に関しては、接待を行う者および接待を受ける者の社会的地位が、当該接待が社会的儀礼の範囲にとどまるか否かを判断する上で重要な要素となります。接待を行う側が知事、市長、副知事、副市長などの最高幹部であり、接待を受ける側が相当な社会的立場にあれば、それ相応の接待は必要であり、ある程度高額な支出も許容されることになります。しかし、接待を受ける側の地位や氏名などが不明であり、具体的事項が明らかにされていない場合は、相手方

は通常人で一般職であるとして、国家公務員倫理法および同倫理規程が5000円を超える贈与等を受ける場合に国家公務員に報告義務を課していることから、これらを基準として、これらを超える場合の支出は違法であるとする裁判例もあります。また、②接待が行われる場所に関しても、ホテルや料理店の個室などは認められると考えられますが、クラブやスナックは、専ら遊興のための場所としての性質が強いもので、行政事務執行上直接必要な接待を行う場所としてはふさわしい場所とはいえないでしょう。

以上のように、交際費の支出の違法性の有無は、抽象的にいえば、社会通念上相当な範囲といえるかどうかによって決せられることになりますが、その個別具体的な支出に対する判断が違法といえるかについては困難が伴うものといえます。

交際費のトラブル防止策

そこで、転ばぬ先の杖ではありませんが、交際費の支出については、その使途が特に住民の疑惑を招きやすいことから、市民から情報公開請求等が求められる前に支出の基準表を作成し議会や市民に公表し、また、毎月の交際費の支出等をインターネット等で知らせる情報提供制度を利用して、地方公共団体の

透明性を確保することが交際費に伴うトラブルを防止するものとなります。多くの自治体においては「交際費基準」等を作成し、①種別を具体的に見舞い、弔意等と明示し、②項目は「弔意においては国、県、市議会議員（地元選出）が本人および配偶者、父母、子」等を定め、③1件当たり5000円あるいは1万円と定めています。併せて、市長、他の執行機関（教育長、代表監査委員等）、議長との支出基準や金額が異ならないように各部署で調整し、自治体として統一した支出がなされるようにしなくてはなりません。

筆者プロフィール

大塚康男（おおつかやすお）

1946年東京生まれ。1970年日本大学法学部卒業。1973年市川市職員、同総務部法規係長、企画部企画課長補佐、環境部指導調整室長、総務部法務室長、総務部次長、議会事務局長、教育次長。2007年から市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）客員教授（「行政訴訟の実務」「住民監査請求」「議会事務」「危機管理」「債権管理」）。その他、自治大学校、全国市町村国際文化研修所、自治体が行う職員研修の講師。危機管理関連の著書に『実務住民訴訟』『議会人が知っておきたい危機管理術』『自治体職員が知っておきたい債権管理術』『新版・自治体職員が知っておきたい危機管理術』『議会人が知っておきたい財務の知識』などがある。